建設業における

快適職場づくり







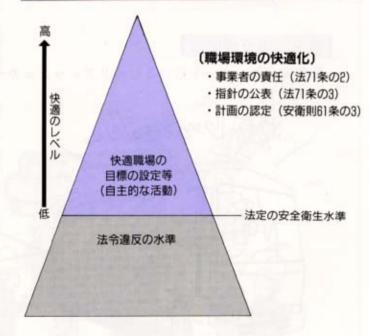
1. 快適職場づくりの必要性

建設工事現場は高所作業、重筋作業等が多く、作業の環境が厳しいというイメージがあります。 建設工事現場では、中高年齢者が増加していることや、今後は、多くの女性が建設現場に進出する ことが期待されていることから、誰にとっても「人にやさしい快適な職場づくり」が必要となって います。

2. 快適職場とは

快適職場づくりは、労働安全衛生法第71条の2の規定により事業者の努力義務とされており、労働大臣による「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(快適職場指針)が公表されています。この「快適職場づくり」とは、法令等の基準を越えた高い安全衛生水準を自主的な目標として定め、その実現に向かって継続的に努力することです。

法定の安全衛生水準と職場の快適化との関係



労 働 省 中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会

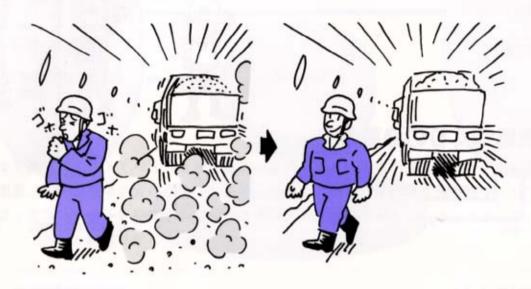
3. 建設工事現場における職場改善事例

快適職場指針では、「作業環境の改善」、「作業方法の改善」、「疲労回復支援施設の整備」、「職場 生活支援施設の整備」について事業者が講ずべき措置が示されています。

改善事例

空気環境

トンネル坑内を仮舗装することにより、粉じんの発生を押さえる。



疲労回復支援施設

休憩室/シャワーを設けるためリフレッシュカーを導入。



4. 建設工事現場の快適職場推進計画の認定とは

快適職場推進計画の認定制度は、事業者が作成した快適職場推進計画が快適職場指針に照らして 適切なものであると認められるとき、これを都道府県労働基準局長が認定する制度です。

より安全で、より健康的な職場づくりを目指して努力している建設工事現場(工事完了までの工期が概ね6カ月以上)が、快適職場形成促進事業の見直しにより、平成7年9月から、都道府県労働基準局長による快適職場推進計画の認定対象となりました。

5. 快適職場推進計画の認定を受けるメリット

(1) より高い安全衛生管理水準である現場の証となります

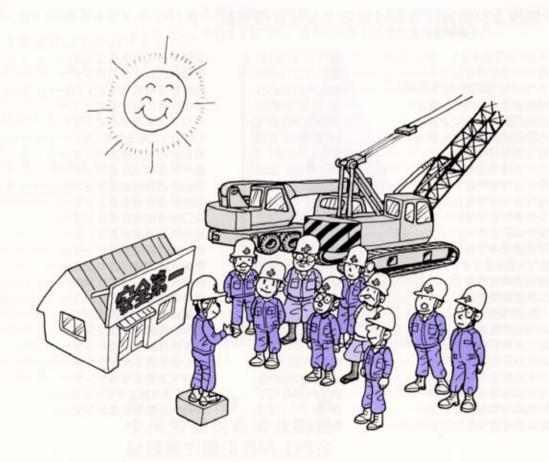
事業者が快適職場推進計画の認定を受けた場合には、その事業場が法令の基準を越えた高い安全衛生管理水準を目標に快適職場づくりを行っている証となります。

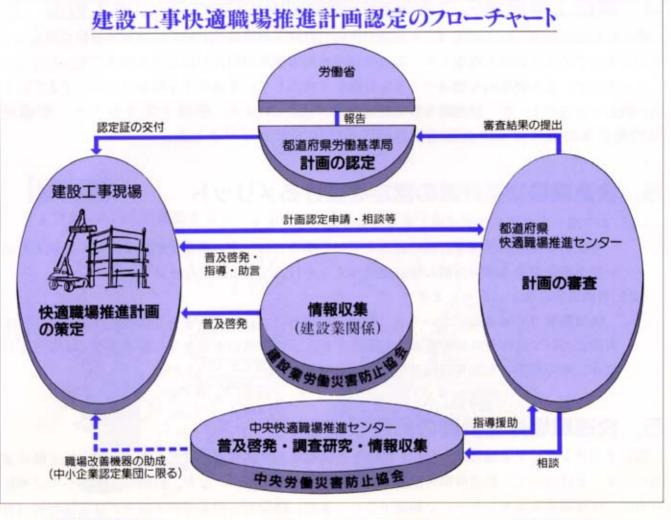
(2) 労働災害の防止に寄与します

快適職場づくりを進めていくと、機械・設備等については不安全な状態が改善され、作業 方法については作業負担が軽減されることから、作業者の不安全な行動を少なくすることが でき、その結果、労働災害の発生の防止に寄与します。

6. 快適職場推進計画の認定手続き

認定を受けようとする場合は、「建設工事快適職場推進計画認定申請書」を都道府県快適職場推 進センターを経由して、都道府県労働基準局長に提出して下さい。なお、計画の作り方や申請の仕 方等は、快適職場推進センターにご相談下さい。また、建設業労働災害防止協会では実施要領(有 料)を作成する予定です。





相談・問合せ先 中央労働災害防止協会/中央快適職場推進センター ☎ 03-3452-6396

都道府県快適職場推進センターは、都道府県労働基準協会 (連合会) 内に設置されており、同センターの快適職場推進アドバイザーが皆様のご相談をお待ちしております。